松前町の 子育て

平成31年度

松前町では、次代を担う子どもの成長を支えるため、さまざまな子育て支援を行っています。

1 子どもが生まれたら 松前っ子誕生祝金

問 福祉課 ☎42－2640

松前町に生まれた子どもの誕生を祝福し、保護者の子育てを応援するため、「松前っ子誕生祝金」を支給します。

支給条件

保護者の住所が、子どもが生まれた日以前から６カ月以上、松前町にあること。

※子どもが生まれた日に６カ月に達していない場合は、引き続き住所を有し、６カ月に達した時点で申請できます。

支給方法

●「松前っ子誕生祝金」は、松前商工会が発行する「さくら商品券」で支給します。

●生まれた時と満１歳の誕生日の２回に分けて支給します。

支給申請

●「松前っ子誕生祝金」の支給を受けるには申請が必要です。

●申請期日がありますので、それぞれ次の期間までに申請してください。

・第１回目の支給申請
……生まれた日から７カ月以内

・第２回目の支給申請
……満１歳の誕生日から６カ月以内

※申請をするまでの間に、松前町に住所を有しなくなったときは、受給資格を失います。

※偽り、その他不正により祝金を受給したときなどは、祝金を返還していただくことがあります。

支給額

区　分	第１回目（生まれた時）	第２回目（満１歳の誕生日）	総　額
第１子	１０万円	１０万円	２０万円
第２子	２０万円	１０万円	３０万円
第３子以降	３０万円	２０万円	５０万円

2 医療費は、高校生まで無料！ 子ども医療費助成

問 福祉課 ☎42－2640

18歳までの高校生には、町が医療費の自己負担額を助成します。

対　象

●松前町に住所のある０歳から15歳まで

●18歳までの高校生
（扶養されている町外の高校生を含む）

支給方法

●北海道内の医療機関
「健康保険証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。

●北海道外の医療機関で受診した場合
医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。後日、保険診療の自己負担分を支給します。

受給者証の更新は、中学生から高校生に進学される際に行います。また町外の高校生については毎年在学の確認が必要となります。

このページは引き抜いて保存版として利用できます

健診などの日程は、町広報「まちのカレンダー」でお知らせするほか、別冊「保健だより」にも掲載しています。

3 乳幼児健診・予防接種など 子どもの健康を支えます

問 健康推進課　☎４２－２６５０

①乳児健診　年４回開催

問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導、ブッククスタート事業（絵本のプレゼント）

対象　３カ月～おおむね１歳児
場所　健康センター

②股関節脱臼検査　毎月実施

医師診察

対象　３カ月～５カ月児
場所　町立松前病院

③１歳６カ月児・３歳児・５歳児健診　年４回開催

問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導
このほか、１歳６カ月児健診は、歯科診察
３歳児健診は、尿検査と歯科診察

対象　各年齢の対象児童（個別通知します）
場所　町民総合センター

④予防接種　毎週火・水曜日

定期接種のワクチンを無料で受けることができます。詳しくは「保健だより」をご覧ください。

場所　町立松前病院（予約制）
☎４２－２５１５
※季節性インフルエンザは一部のみ助成

⑤幼児歯科フッ素塗布　対象年齢に４回以内

歯科診察、フッ素塗布（必要に応じてフッ化銀）、歯科指導

対象　１歳６カ月～３歳６カ月児（個別通知します）
場所　町内歯科医院

4 育児の相談・仲間づくりの場

問 ①②健康推進課　☎４２－２６５０
③　福祉課　☎４２－２６４０
清部保育所　☎４５－２４５８
松前認定こども園　☎４２－３９４４

①定期健康相談　毎週水曜日

保健師による育児、発達相談（計測可）。毎月第１水曜日は栄養士による離乳食、幼児食などの相談も実施。

場所　健康センター
時間　10：00～12：00

②すくすく教室（育児教室）　月２回開催

親子ふれあい体操、季節の行事、読み聞かせ、保健師・栄養士による育児相談、身体測定（希望者）、離乳食教室（年４回・対象者には個別通知します）

※申し込み・参加費は不要です。気軽にご参加ください。

対象　１歳６カ月～３歳６カ月児
場所　健康センター　２階
時間　10：00～11：30
日程　・毎月、広報「まちのカレンダー」に掲載
・今月号の別冊「保健だより」に掲載

③子育て支援センター

親子が自由に集まって交流できる場を提供します。保育士による子育て相談や子育て講座も開催します。同年代の子どもと遊ぶ場所が欲しいなど、親子の集いや交流の場として気軽にご利用ください。

※利用には、事前に登録申請が必要です。

対象　就学前までの親子
開設日時・場所
・清部保育所　４月９日から（月曜日～金曜日）
・松前認定こども園
４月１６日から（月曜日～金曜日）
利用料金　無料ですが、製作などの教材費については、別途個人負担となります。

5 保育所・認定こども園

問 福祉課 ☎42－2640

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供します。

施設名	認定区分	定員	保育時間 曜日	保育標準時間	保育短時間	対象児童
清部保育所（清部461−3）☎45−2458	保育（2号・3号）	60人	平日	7：30～18：00	8：00～16：00	0歳児～5歳児
			土曜	7：30～12：00	8：00～12：00	
松前認定こども園（博多226−16）☎42−3944	保育（2号・3号）	60人	平日	7：30～18：30（延長～19：30）	8：00～16：00	0歳児～5歳児
			土曜	7：30～18：30		
	幼児教育（1号）	35人	平日	9：00～13：00 ※預かり保育可能	－	3歳児～5歳児

※保育（2・3号認定）の保育時間内であれば預かり保育が可能です（土曜日を含む）

対象児童と保育料（月額）

※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

■1号認定（幼児教育）：満3歳以上で、**教育**を希望する子ども

階層	区分	保育料
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	町民税非課税世帯（町民税所得割非課税世帯含む）	3,000円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	9,400円
第4階層	所得割課税額 211,200円以下	13,300円
第5階層	所得割課税額 211,201円以上	18,000円

【ひとり親世帯など】

第2階層の場合は、1号、2号、3号ともに0円になります。

1号の第3階層は、1人目3,000円、2号・3号の第3階層および第4階層の一部（住民税所得割額77,101円未満）は、1人目3歳未満は9,000円、3歳以上は6,000円になり、2人目以降はどちらも0円になります。

■2号・3号認定（保育）：保育の必要な事由に該当し、**保育**を希望する子ども

階層	区分	3歳未満 標準時間（11時間）	3歳未満 短時間（8時間）	3歳以上 標準時間（11時間）	3歳以上 短時間（8時間）
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	17,000円	16,800円	14,000円	13,800円
第4階層	所得割課税額 97,000円未満	29,000円	28,600円	24,000円	23,600円
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	39,000円	38,500円	31,000円	30,500円
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	51,000円	50,500円	34,000円	33,500円
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	59,000円	58,400円	37,000円	36,400円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	81,000円	80,300円	45,000円	44,300円

【多子軽減】

認定区分ごとに、右表に該当する年齢の兄弟姉妹（カウント対象児童）がいる場合、最年長児童から順に2人目は半額、3年目以降は0円になります。ただし、第2階層の場合は、2人目以降は無料になります。

対象区分	カウント対象児童
幼児教育	年少クラスから小学校3年生まで
保育	0歳から小学校就学前（年長クラス）

○住民税所得割額の基準を下回る場合

住民税所得割額の基準を下回る方の多子世帯は、カウント対象児童に関わらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

対象区分	住民税所得割額の基準
幼児教育	77,101円
保育	57,700円 ※ひとり親世帯 77,101円

○3号認定の多子軽減拡充

3号認定で住民所得割額169,000円未満の多子世帯は、2人目以降無料になります。

6 保育所に通っていなくても 一時保育

問 福祉課 ☎42－2640
清部保育所 ☎45－2458
松前認定こども園 ☎42－3944

保育所や幼稚園に通っていない子どもの保護者が、急病や入院、冠婚葬祭、家族の看病や介護などで緊急、一時的に保育が必要な子どもを保育します。

※事前に申込書を保育施設に提出していただきますが、急用の場合はご相談ください。

対象児童 ・清部保育所……1歳～就学前
・松前認定こども園…1歳～就学前
保育時間 8：00～16：00
利用料金 1日 1，800円
利用日数 1日 月12日を限度とする
送り迎え 保護者などの送迎が必要です

7 小学校入学後の放課後保育 学童保育

問 福祉課 ☎42－2640
清部保育所 ☎45－2458

小学校に就学している児童の保護者が、仕事などで昼間家庭にいない場合、放課後や学校休業日などに、学童保育所でお子さんをお預かりします。

※お申し込みが必要です。

対象児童 小学1年生から6年生までの児童
・清部保育所……大島小学校の児童
・松城小学校……松城小学校、小島小学校の児童

保育時間 ・学校の授業日…放課後～18：00
・土曜日（第2・4）および学校休業日（春・夏・冬休みなど）…8：00～18：00
利用料金 ・1人月額3，000円（別途おやつ代1，000円）
・同一世帯から2人以上入所したときは、2人目からは、月額1，500円。
送り迎え 登所は、町が行います。お迎えは保護者でお願いします。
一時保育 必要に応じ学童の一時保育も行っていますのでご相談ください。

8 子どもの成長・発達が心配・・・ 発達支援事業

問 健康推進課 ☎42－2650

①巡回児童相談 年4回

お子さんの成長・発達面での心配がある方は、どなたでも相談を受けることができます。
療育手帳を受ける場合に必要な判定を、巡回相談の場で受けることができます。

対象 年齢は問いません
場所 健康センターまたは町民総合センター
日程 町広報でお知らせします。
料金 無料
※お申し込みが必要です。保健師にご相談ください

②子ども発達支援事業 週3回（月・水・金曜日）

成長・発達面の心配がある就学前のお子さんに、社会生活（集団生活）への適応能力と基本的な自立能力の発達を促すお手伝いをします。

対象 就学前まで
場所 健康センター 2階（児童デイサービス）
時間 10：00～12：00
料金 1回918円（月上限4，600円）

9 町立松前病院の小児科応援診

問 町立松前病院 ☎42－2515

月・火・水・金曜日 8：30～11：30
診察医 町立松前病院 全科診療医

木曜日 10：00～15：00
※毎月第1週は、10：30～
診察医 市立函館病院 小児科（応援診療）

休日・夜間に子どもの急な病気で困ったら
『小児救急でんわ相談』＃8000へ（厚生労働省の相談窓口。小児科医師・看護師が対応）